

氏名(本籍)	三 <sup>みつ</sup> 森 <sup>もり</sup> 弘 <sup>ひろし</sup> (山梨県)
学位の種類	博士(デザイン学)
学位記番号	博甲第6643号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	接道規定からみた京都・都心部の路地空間の特徴及び維持・保全に関する研究
主査	筑波大学教授 博士(工学) 野中勝利
副査	筑波大学教授 工学博士 安藤邦廣
副査	筑波大学教授 博士(工学) 花里俊廣
副査	筑波大学教授 Ph.D 有田智一

## 論文の内容の要旨

### (目的)

本研究の目的は、京都市街地に歴史的に形成されてきた細街路とそれに接続する無接道敷地に着目し、戦後施行された建築基準法の接道規定によって既存不適格となった路地空間の変遷や現状の特徴を明らかにし、路地空間の京都らしさを保全しつつ、安全性をどう担保すべきかの方法を示すことにある。

### (対象と方法)

本研究では、京都における近世の地割を残す地域を「都心地区」として選び、明治中期に開発された郊外の「今熊野地区」と昭和中期に区画整理がなされた密集市街地の「七条地区」を比較対象として選んだ。これらについて、路地・街区を定義し、路地空間の景観の変容と経緯を明らかにして、路地空間の法解釈的な扱いを分析した。また、接道条件から路地空間の特徴の現状把握として、袋路における更新履歴について空間の類型化を行った。さらに無接道敷地についての制限緩和手法について分析した。

### (結果)

以上から、以下のような結果を得た。京都市街地における無接道敷地の成り立ちを明らかにし、郊外、密集市街地、旧市街地となるに従い袋路の割合が高くなり、避難上の深刻さもそれにつれて高くなってきた。京都市明細図から、建築基準法施行時における都心地区の都市構造を分析し、細街路は基準時から多くが存在し、現在と同様に建物が建ち並び、当時の裏敷地は現在の2倍近くあり、表敷地と裏敷地という対比的な都市構造がより明確であった。無接道敷地の分布と特徴の分析から、街区形成の時期の違いが街区規模や法制的扱いに影響を与え、無接道敷地の分布に反映されていた。接道規定を満たさない敷地での建築のための救済制度を適用した新規連担事例と従前袋路事例の空間的特性の違いを比較し、都心地区の守るべき路地空間の特徴を明らかにした。無接道敷地について建築確認申請状況を分析し、その法的扱いには京都市の道路判定の経緯および建築基準法制定時における路地の影響が大きく影響していた。現状の制限緩和手法における無接道敷地の適合状況を分析し、接続先である路地の幅員および延長にも地区ごとの特徴がみられ、これらが接道規定への不適合状況にも反映されていた。

## (考察)

これまでの結果を考察して以下の結論を導いた。第一に、路地空間の安全性のとらえ方が、制度手法によるものと、これまで地域で培われてきたものとは違いがみられた。第二に、安全性の捉え方の違いにより、路地が消滅したり老朽化した建物が廃屋になったりした。第三に、これは路地の安全性を評価する仕組みがハード的な方法しかなかったことが原因であり、「路地を保全し創出するためのしくみや制度のあり方」のためにはソフトとハード両面を総合的に捉えなおす必要がある。第四に、コミュニティの持つ地域防災力ともいえるソフトと物理的規制からなるハード双方の安全性に対する考え方から、①安全な避難経路の確保、②避難時間の制約、③非常時における避難対象者の限定という共通の考え方が必要である。第五に、ソフトとハードの手法を総合的に評価する枠組みを、路地における安全の性能規定化として、地域コミュニティの持つ防災力を評価し、制度手法に反映させる仕組みによって構築される。第六には、この概念を用いることで、現状の制限緩和手法に見られる課題の多くを解決することが可能である。

## 審査の結果の要旨

伝統的な景観が残る京都・都心部では、狭隘な路地空間のもつヒューマンスケールが京都らしさの一つであり、これをどのように残していくのが課題となっていることから、研究課題はきわめて現在的な意義がある。これまでの京都市では、文化・景観政策からの「町並み保存」と都市防災政策からの「安全」とが、それぞれが独立した取り組みであったが、これからは路地空間を対象として一体的に取り扱うことの可能性と効果を示したことは社会的な意義がある。また本論文を構成する骨子は、日本建築学会の査読付き論文4編として公表されており、学術的価値も認められている。

平成25年1月25日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（デザイン学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。